

産商商第71号

平成16年7月23日

株式会社ダイヤモンドファミリー
代表取締役 鯛 洋 三 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成15年11月27日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都ファミリー

京都市右京区山ノ内池尻町1丁目1番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

自転車等での来店客の一部が、店舗周辺歩道に駐輪していることが見受けられるため、交通整理員等による駐輪場への適切な誘導を行うことが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日24,497台、休日19,270台（平成11年度交通センサス、観測地点番号5021、右京区西院坤町）である市道嵐山祇園線（四条通）に面しており、都市計画上の準工業地域に立地している。

周辺地域の状況は、南側は市道嵐山祇園線（四条通）を隔てて商業施設、東側は道路を隔てて小学校、事務所及び共同住宅、北側は、道路を隔てて低層住宅、共同住宅及び事務所、西側は、共同住宅及び葛野大路通を隔てて大学が立地している。

なお、自転車等での来店客の一部が、店舗周辺歩道に駐輪していることが見受けられる。営業時間の変更は、平成15年12月23日より実施されている。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、営業時間の変更による夜間の警備体制及び防犯対策に対する要望等の意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長等により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間及び夜間の等価騒音レベルの値及び夜間の騒音レベルの最大値が高くなることが予想される。

駐車場及び駐輪場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されることから、いずれも収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現在の廃棄物等保管施設容量で対応可能であると判断される。

昼間及び夜間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が40%であり、変更に伴い等価騒音レベルが1.5dB上昇するものの、予測によれば基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。夜間の騒音レベルの最大値についても、予測によれば規制基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

ただし、北平面駐車場の夜間における速度制限区間の速度制限を確実に行うこと。

なお、自転車等での来店客の一部が、店舗周辺歩道に駐輪していることが見受けられるため、交通整理員等による駐輪場への適切な誘導を行うことが望まれる。